

## 「暴風警報」等の発令時における生徒の安全確保について（お願い）

「暴風警報」「大雪警報」「特別警報」が発表された場合、生徒の安全確保のために次のような対応をお願いいたします。

- 1 **午前6時**の段階で、**横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に「特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が、発表継続中の場合は、生徒の安全確保のため臨時休業**とします。
- 2 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発表継続中の場合は、授業を実施しますが、災害等の危険が懸念されるときには各家庭に出席のご判断をお任せいたします。欠席の際は、学校にご連絡をお願いいたします。
- 3 登校後に「警報」が発表または、「避難勧告」が発令された場合には、生徒の安全確保を最優先に、学校が適切に対処します。
- 4 休日の部活動や大会等につきましても、これに準じます。

各ご家庭におかれましては主旨をご理解のうえ、インターネット・テレビ・ラジオ等により情報を正確に把握され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。